

平成 30 年第 7 回農業委員会議事録

平成 30 年 7 月 25 日

長瀬町農業委員会

平成30年第7回農業委員会議事録

開催通知年月日 平成30年7月11日
開催年月日 平成30年7月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 南 勉
閉会時刻宣告者 13時50分 事務局長 南 勉
会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	野村 五郎	11	堀口 榮一
2	櫻井 汪	12	飯嶋 辰吉
3	福島美知子	13	鈴木 誠
4	中川 知久		
5	野原 新平		農地利用最適化推進委員
7	小菅 辰彦		第1区域 中井 孝志
8	村田 茂		第2区域 高田 幸好
9	坂上 良資		第3区域 染野 亘志
10	田端 久子		第4区域 齊藤喜久夫

○遅刻委員 なし

○欠席委員

6 高橋 満

議事参与者 事務局長 南 勉 主査 村田 和也
主事 峰岸 綾子

会議件名

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請1件について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請1件について
- (3) その他
 - ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中をご参考いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開催いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、お暑うございます。お暑うございますというように、熊谷は41.1度というふうなことで、気象庁では災害というふうな報道になっております。今、畠ではもう水不足と葉っぱが消えてしまったり、田山にも生えないと。非常に苦慮していることあります。もちろん人間の体は、秩父でも1人熱中症で高齢の方が亡くなりまして、この間は20日に神社のお祭りをやりまして、そのときに子供が屋台におきまして熱中症になって、1人は意識不明になった。大変苦しそうなんですけれども、何とか病院に行ってもとどおりになって、うちの近所の祭りの関係も安堵したんですけども、本当に異常気象で暑い日が続いています。お互いに健康に留意しながら仕事を頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。

○事務局長 ありがとうございました。

早速、会議に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力のほどよろしくお願ひします。

ただいまの出席人数は12名です。定員に達しておりますので、これより会議を開きます。なお、本日の会議に欠席の届が高橋委員よりありましたので、ご報告いたします。

◎議事録署名人の指名

○議長 ここで議事録署名人を行います。

1番、野村五郎委員、2番、櫻井汪委員を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議はございませんので、よって議事録署名人、1番、野村五郎委員、2番、櫻井汪委員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

6月27日、さいたま市のさいたま商工会館におきまして埼玉県農業委員会議の通常総会が開催され、私が出席しました。非常に暑くて大変なんですが、ほとんどの方がご出席いただきました。

◎農地法第3条の規定による許可申請1件について

○議長 それでは、議事に移ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について審議いたします。

農地法第3条番号1、――氏所有の農地を――氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第3条番号1について説明させていただきます。

次第を1枚おめくりいただきたいと思います。

番号1、譲受人住所・氏名、_____、_____さん。譲渡人住所・氏名、_____、_____さん。次に、申請土地の表示でございますが、所在地、大字野上下郷字_____、地目は畠、面積は306平方メートルの1筆でございます。権利の内容は、売買によります所有権移転となっております。

次のページ裏面になりますが、案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。こちらは、——区内、県道前橋長瀬線から長瀬ゴルフ倶楽部入り口に入った場所でございます。本件につきましては、先月の農業委員会で空き家に付随した農地の指定を行っていただいた場所でございます。

次に、農地の状況でございますが、——さんが耕作する農地は、今回の申請の土地以外にございませんので、今回の農地の306平方メートルでございます。

なお、面積要件につきましては、空き家に付随した農地の指定をしているため、100平方メートルとなりますので、面積要件はクリアしております。

農業従事者は、男1人、本人、女1人、妻、合計の2人でございます。年間の農業従事日数は、男女で200日ということでございます。——さんは、空き家バンクに登録された今回の申請地のすぐ横にある住宅を購入し、長瀬町に移住するとのことであり、現在お住まいの場所では市民農園を借り、10年間耕作を行っているとのことでございます。長瀬町空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱により、特例で下限面積を引き下げておりますので、取得農地を5年以上継続して耕作する旨の誓約書を提出していただいております。現在お回ししております申請書に誓約書が添付されておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、計画の内容ですが、今回取得する農地は、地目は畠、面積は306平方メートル、利用状況は畠となっております。

資金計画は、——————
———————というところでございます。現在お回ししております申請書に、——————が添付されておりますので、ご確認をお願いします。

次に、作付計画でございますが、作付品目は露地野菜、作付の時期は8月以降となっております。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地と判断されます。

その他としては、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道野上下郷41号線、130号線に接している農地で、平成30年6月25日に空き家に付随した農地の指定を受けております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます高田幸好委員の説明をお願いします。

○高田幸好委員 高田です。

本件は、先月に附議された案件の関連でございまして、去る6月18日に櫻井委員と村田さんで3名で現地を確認させていただいております。最終的な所有権移転ということで、特に

問題ないというふうに考えております。

以上です。

○議長 高田委員の説明は終わりました。

続きまして、農業委員の説明をお願いします。2番、櫻井汪委員の説明をお願いします。

○2番櫻井 汪委員 櫻井です。

先ほど高田推進委員からもお話がありましたとおり、過日、役場の村田さんと3名で現地確認いたしました。私ども、過疎化じゃないですけれども、人数がふえるということで地元も歓迎しております。そんなことで、特に問題はないと思うので、草刈りとかいろいろもう既にやっておりまして問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 櫻井委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議ない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。よって、本件は許可することに決定しました。

○農地法第5条の規定による許可申請1件について

○議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請1件について審議いたします。

農地法第5条番号1、――氏所有の農地を――氏が事業所、駐車場へ移転するための許可申請について審議いたします。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第2号 農地法第5条番号1について説明させていただきます。

次第をまた1枚おめくりいただきたいと思います。

番号1、譲受人住所・氏名、――、――さん、譲渡人住

所・氏名、————、——さん。次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字————、地目はどちらも畑、面積は396、264、合計660平方メートルの2筆です。転用の目的は、事務所、駐車場で追認となります。権利の内容は、賃借権の設定でございます。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、長瀬駅から南桜通りを上長瀬方面へ約400メートル行った場所でございます。

次に、申請の事由でございますが、自転車ツア一事業において本申請地が好立地だったため、事務所、駐車場等を設置し拠点として事業を開始しましたが、後に農地であることが判明しました。農地法の許可を得ずに転用してしまったことはまことに申しわけありませんでした。今後も同様に使用したいので、是正するため申請するものですということでございます。

次に、計画の内容ですが、土地造成660平方メートルです。裏面に配置図と現況写真がありますので、確認をお願いいたします。

なお、本件は追認のため、新たに費用は発生いたしません。現在お回ししております申請書に始末書も添付されておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、駅から500メートル以内にある農地のため、第2種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、町道幹線2号線に接している農地でございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当推進委員でございます中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 13日に事務局の村田さんと、農業委員の村田さんと3人で現地確認に行ってきました。ここは、長瀬区内でも一番上のほうなんです。それで、村田さんのとおりでいいと思うんですが、40年ぐらい前から使っていた場所なんです。だから問題ないと思います。よろしくお願ひします。

○議長 中井孝志委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。8番、村田茂委員の説明をお願いします。

○8番村田 茂委員 村田です。

去る13日、中井推進委員と事務局とこの現地を確認してまいりましたところ、南桜通りの一画にありまして、南桜通りに面しておる土地でございますが、以前から何か駐車場として使用していたようなお話を伺いましたが、それからもう農地でなくても転用してあると思って勘違いしていたような面があるらしいんですけれども、それが転用していないということが明らかになりましたので、今回このように転用する手続をとったようでございます。始末書も添付しておりますので問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。

○議長　村田茂委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(発言する者なし)

○議長　質疑はございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長　全員異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当に付して県知事宛てに進達することに決定しました。

以上で審議は終了いたしました。

◎その他

○議長　次に、その他でございますが、8月の委員会日程でございます。8月の委員会は、27日月曜日午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長　それでは、27日月曜日午後1時30分からとしたいと思います。

事務局から何かございますか。

○事務局　何点か報告させていただきます。

まず、先月の農地転用許可の状況でございますが、農地法5条の1件につきましては、平成30年7月18日付で許可となりました。

また、机の上にこちらの2018年度農業委員会業務必携を置かせていただきました。こちらは、活動の参考としてご一読いただければと思います。

あと、平成30年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会についてですが、机の上に通

知を置かせていただきましたが、9月13日の木曜日に本庄市民文化会館で開催される予定でございます。この研修は、借り上げバスで会場へ向かう予定でございます。来月の8月の農業委員会のときに出発時間等の詳細はお知らせいたしますので、よろしくお願ひします。出席できない委員さんにおかれましては、事務局までお知らせいただけたとありがたいです。

あと、もう1枚なんですが、豪雨災害義援金についてでございます。こちらの通知を机の上に置かせていただいたんですが、きょう農業会議のほうから通知があったんですけれども、今回6月の末に発生している豪雨によりまして被災しました農業者等に対する復興支援のために、農業委員会の全国の組織として義援金の募集活動を行うことになったということでございます。義援金は、1口1,000円としてお世話になりたいということでございます。長瀬町でも農業委員会で取りまとめをして送金したいと考えておりますので、ご協力いただけの方におかれましては事務局のほうまでお声がけをいただければと思います。もしきょうでも大丈夫だということであればきょうお預かりしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長 以上で本日の予定した議事は終了いたしました。これで議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局長 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後1時50分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

平成30年7月25日

議長 鈴木 誠

署名委員 野村五郎

署名委員 櫻井 汪